

薬生発0701第10号
令和元年7月1日

一般社団法人 日本化学工業協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令等の施行について

標記について、「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(令和元年7月1日付け薬生発0701第8号)」をもって別添写しのとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長及び地方厚生局長宛通知いたしましたので、貴会会員への周知方御配慮願います。



薬生発0701第8号
令和元年7月1日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生局長
〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令等の施行について

「日本工業規格」について規定する工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に併せ、別紙のとおり、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。）、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省令第3号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和元年厚生労働省告示第48号。以下「改正告示」という。）が本年6月28日に公布され、本日から施行されました。

このうち、当局が所管する省令及び告示の改正の概要等は下記のとおりですので、当該事項について御了知いただくとともに、それぞれの事項について、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 当局所管の省令の改正の概要

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

次に掲げる省令により定められた様式中の「日本工業規格」の字句を「日本産業規格」に改正し、又は削除する等、必要な改正を行ったこと

- ・ 覚せい剤取締法施行規則（改正省令第 1 条第 3 号関係）
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（改正省令第 1 条第 4 号関係）
- ・ あへん法施行規則（改正省令第 1 条第 5 号関係）
- ・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（改正省令第 1 条第 7 号関係）
- ・ 毒物及び劇物取締法施行規則（改正省令第 12 条関係）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（改正省令第 26 条関係）
- ・ 薬局等構造設備規則（改正省令第 27 条関係）
- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則（改正省令第 28 条関係）
- ・ 薬剤師法施行規則（改正省令第 29 条関係）
- ・ 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（改正省令第 35 条関係）
- ・ 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（改正省令第 37 条関係）
- ・ 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（改正省令第 41 条関係）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（改正省令第 43 条関係）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（改正省令第 54 条関係）
- ・ 大麻取締法施行規則

○最新の JIS 規格（日本産業規格をいう。以下同じ。）への改正

次に掲げる厚生労働省令について、引用されている JIS 規格を最新の JIS 規格に改正を行ったこと。

- ・ 毒物及び劇物取締法施行規則（改正省令第 12 条関係）
- ・ 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（改正省令第 35 条関係）
- ・ 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（改正省令第 41 条関係）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（改正省令第 43 条関係）

2. 当局所管の告示の改正の概要

- 次に掲げる告示により定められた様式中の「日本工業規格」の字句を改正し、又は削除する等、必要な改正を行ったこと
 - ・ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（改正告示第2条第13号関係）
 - ・ 日本薬局方（改正告示第3条第7号関係）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（改正告示第7条関係）
 - ・ 承認不要医薬部外品基準（改正告示第17条関係）
 - ・ 視力補正用コンタクトレンズ基準（改正告示第19条関係）
 - ・ 生物学的製剤基準（改正告示第22条関係）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（改正告示第23条関係）
 - ・ 非視力補正用コンタクトレンズ基準（改正告示第24条関係）
 - ・ 放射性医薬品基準（改正告示第25条関係）

3. 改正省令等の附則の概要

- 改正省令、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令及び改正告示（以下「改正省令等」という。）の施行の際現にある改正省令等による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令等による改正後の様式によるものとみなすこと。
- 改正省令等の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

以上

【資料】

- (別紙 1) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和元年厚生労働省令第 20 号)
- (別紙 2) 大麻取締法施行規則の一部を改正する省令 (令和元年厚生労働省・農林水産省令第 3 号)
- (別紙 3) 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示 (令和元年厚生労働省告示 48 号)

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「コホ」を削る。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号
- 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号
- 三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（一）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで
- 四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで
- 五 あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで
- 六 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第九号の二（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式
- 八 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第二十まで
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）

<p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>別記様式第四中「<u>口</u>」を削る。 (毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)</p> <p>第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p>	<p>(俵線部分は改正部分)</p> <p>改 正 前</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)K 二二五五号(石油製品「ガソリン」鉛分の求め方)により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、日本産業規格 X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(定量方法)</p> <p>第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X 六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクへの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号(平成七年)又は日本工業規格 X 六二二五号(平成七年)に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号(平成二年)に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	---	--	---------------------------------	---	---

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式から別記第六号様式まで、別記第八号様式から別記第十四号様式まで及び別記第十七号様式から別記第十九号様式の(2)まで中「「本産業規格」」に「「標準」」を「「規格」」に改める。
 (社会福祉法施行規則の一部改正)
 第十三条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>(フレキシブルディスクの構造) 第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 第四十四条 第四十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造) 第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式 第四十四条 第四十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正) 第十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造) 第四十八条 第四十六条第一項及び前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 第四十九条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 第五十条 第四十六条第一項及び第四十七条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>

<p>（フレキシブルディスクへの記録方式）</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びフアイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（フレキシブルディスクへの記録方式）</p> <p>第六条 第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びフアイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第七条 第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>
---	--

<p>様式第一号の二から様式第三号まで中「<u>口外ハ</u>」を削る。</p> <p>第三十四条 次に掲げる省令の規定中「<u>口外ハ</u>」を「<u>口外</u>」に改める。</p> <p>一 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号（一）及び様式第一号（二）</p> <p>二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）様式第二号（表紙）様式第二号（二頁から六頁まで）及び様式第三号（表紙）</p> <p>三 労働保険の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）様式第二号（表紙）</p> <p>四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）別記様式（甲）（表紙）及び別記様式（乙）（表紙）</p> <p>五 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）様式第四号の三及び様式第四号の四</p> <p>六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）様式第一号、様式第三号（第一面）、様式第四号、様式第五号（表紙）、様式第六号（表紙）、様式第七号、様式第八号（表紙）、様式第九号、様式第十号、様式第十一号（表紙）及び様式第十三号から様式第二十号まで</p> <p>七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）様式第一号、様式第三号から様式第五号まで、様式第八号及び様式第十一号から様式第十四号まで</p> <p>八 既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）様式（表紙）</p> <p>九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四十七号）別記様式</p> <p>十 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）様式第一号（表紙）</p> <p>十一 厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第五十三号）様式第一から様式第八号まで</p> <p>十二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）様式第五号から様式第八号まで</p> <p>十三 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第二号様式から第五号様式まで</p> <p>十四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第二百二十五号）様式第一号（第一面）、様式第一号（第二面）、様式第二号（第一面）、様式第三号、様式第四号、様式第五号（第一面）及び様式第六号（表紙）</p> <p>第三十五条 毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p> <p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p>
---	--

<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第一</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 P-ジメチルアミノベンジリデンロダニン 産業標準化法に基づく日本産業規格K8495号特級に適合するものとする。</p>	<p>第二条 令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。</p> <p>試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格K〇一〇二の八に該当する方法により測定する。</p> <p>別表第一</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 P-ジメチルアミノベンジリデンロダニン 工業標準化法に基づく日本工業規格K8495号特級に適合するものとする。</p>
--	--

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
 一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
第八条 第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 一・二 (略)

様式第三号及び様式第四号中「〇」を削る。
 (職業能力開発促進法施行規則の一部改正)
第三十九条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第十二から別表第十三の二まで及び別表第十三の四中「〇」を「〇」に改める。
 様式第十二号の二から様式第十二号の五まで及び様式第十二号の十から様式第十二号の十五まで中「〇」を削る。
 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第四十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(フレキシブルディスクの構造) 第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格 X 六二二四号又は日本産業規格 X 六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクに貼り付ける書面) 第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)</p>	<p>(フレキシブルディスクの構造) 第三十九条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 (フレキシブルディスクへの記録方式) 第四十条 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X 〇六〇五号に規定する方式 (フレキシブルディスクにはり付ける書面) 第四十一条 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二 (略)</p>

様式第一号及び様式第三号から様式第六号まで中「〇」を削る。
 (家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部改正)
第四十一条 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令(昭和四十七年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 〇・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、プロムチモールブルー溶液(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格 K 八〇〇一)の表 J A・六に定め</p>	<p>別表第一 〇・一 規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、プロムチモールブルー溶液(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格 K 八〇〇六)に定める方法に</p>

第四十二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(労働安全衛生規則の一部改正)

る方法により調整したものを二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。

より調整したものを二滴を指示薬として○・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に○・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値(ミリリットル)を、○・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値(ミリリットル)とする。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(主要な部分の鋼材)

(主要な部分の鋼材)

第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本産業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。

第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に應じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。

(表略)

(表略)

(鋼管足場に使用する鋼管等)

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外については、日本産業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外については、日本工業規格A八九五一(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一・二 (略)

一・二 (略)

2 (略)

2 (略)

(材料等)

(材料等)

第五百七十五条の二 (略)

第五百七十五条の二 (略)

2 (略)

2 (略)

3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二九一(熱間圧延棒鋼)、日本工業規格G三二九二(熱間圧延形鋼)、日本産業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本産業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三二九一(熱間圧延棒鋼)、日本工業規格G三二九二(熱間圧延形鋼)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。